

貴社と県の方でひなた創生！！ 奨学金の返還支援による宮崎への若者定着 貴社の従業員確保を応援します！！

<ひなた創生のための奨学金返還支援事業>

今後の地域や産業の担い手を確保し、宮崎県の経済の活性化による真の地方創生の実現を図るため、宮崎県内企業に就職した大学生等の奨学金の返還を支援する事業です。

【事業の概要】

- ①対象者
大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）を卒業し県内企業等に就職した者
- ②支援内容
大学等に在学中に貸与を受けた奨学金の要返還額の1/2を上限に、県内企業等に就職した1年目、3年目、5年目に次の表のとおり給付

	給付率	給付限度額（円）			
		1年経過時点	3年経過時点	5年経過時点	計
大学院・6年制大学	1/2以内	450,000	450,000	600,000	1,500,000
4年制大学	1/2以内	300,000	300,000	400,000	1,000,000
短大・高専・専修学校専門課程	1/2以内	150,000	150,000	200,000	500,000

※高等専門学校卒業者については、要返還額のうち4～5年次の2年間に相当する額を支援対象とする。
※給付額の1/4は県内企業等からの寄附を財源とする。

【支援対象者の決定等】

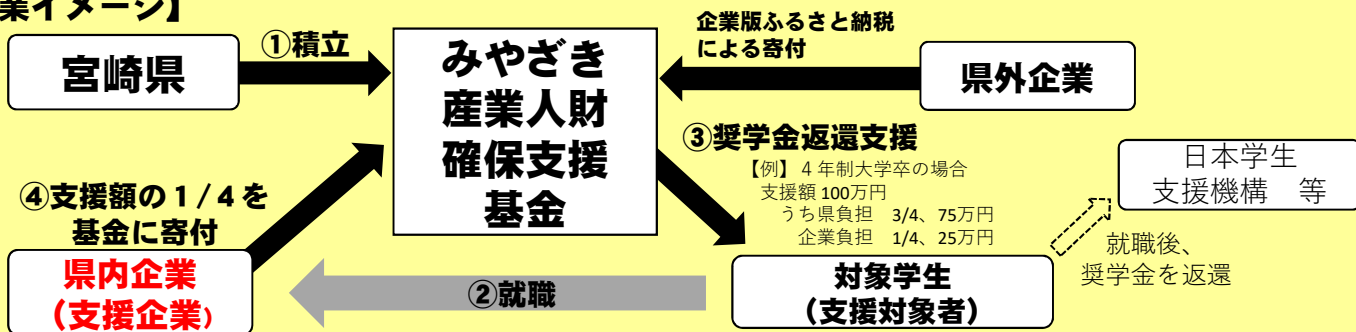
支援対象者は、毎年40名程度とし、平成29年度から平成36年度までの8年間で決定する。

各年度の支援対象決定人数及び返還支援スケジュール

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
地方創生枠外 平成30年度就職者	40人	☆	○		○		○							
平成31年度 "		40人	☆	○		○		○						
平成32年度 "			40人	☆	○		○		○					
平成33年度 "				40人	☆	○		○		○				
地方創生枠 平成34年度 "					40人	☆	○		○		○			
平成35年度 "						40人	☆	○		○		○		
平成36年度 "							40人	☆	○		○		○	
平成37年度 "								40人	☆	○		○		○

☆・・・就職年度
○・・・返還支援金支給年度

【事業イメージ】



活用のメリット



- 1 採用時に奨学金返還支援に係るPRが可能！
- 2 学生に対しHPやSNS等を活用して県が企業をPR！
- 3 奨学金返還支援額の3/4は県が負担！
- 4 寄附により、税法上の優遇措置を受けることが可能！

宮崎県総合政策部産業政策課 産学官連携推進担当

【お問合せ】

TEL:0985-26-7967 FAX:0985-26-0047 E-mail : sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp
専用HP : 「CHOICE!-みやざきではたらく-」 <http://choice-miyazaki.com/>